

多面的機能支払交付金事業

事業のポイント



多面的機能支払交付金事業とは、

地域の共同活動を支援し、農用地や水路、農道などを適切に保全管理する目的で創設された助成制度



事業のポイント

- ◆ 活動組織内の合意形成
- ◆ 事業趣旨に沿った活動計画
- ◆ 適正な執行（ルールの遵守）
- ◆ 活動内容等の証明

1 活動組織内の合意形成

地域の共同活動

↳ **活動は、構成員の総意のもとで**

- ・ 不透明な運営は、不正やトラブルの原因に…
- ・ 最悪の場合、交付金の返還になる場合も…



合意形成の3つのポイント【活動の手引き p9】

- ◆ 活動内容について、毎年度話し合う（規約、総会等）
- ◆ 話し合いの記録を作る（総会議事録、会議メモ等）
- ◆ 決まった内容は書面で全員にお知らせ（配布、回覧）

* 詳細は農水省HP掲載の「円滑な組織運営のためのポイント」参照

2 事業趣旨に沿った活動計画①

事業趣旨

地域共同による地域資源（農用地及び水路等の施設）
の保全管理活動と質的向上を図る活動の支援



事業趣旨と異なる活動は対象外 【活動の手引き p 27】

- ・ 農業者の営農活動
 - ・ 関連のない経費
 - ・ 他団体への寄付
 - ・ 他事業の地元負担
 - ・ 国や自治体が管理する道路や河川の維持管理
- 〔 活動組織設立以前の活動 〕

2 事業趣旨に沿った活動計画②

事業趣旨を踏まえた「活動計画書」を策定※・申請し、
計画に位置づけた活動に取り組むことが基本

- ◆ 活動期間（原則5年間）
- ◆ 活動対象（認定農用地及び農業用施設）
- ◆ 活動内容【活動の手引き p13~17】

※留意事項

- ①活動の範囲【実施要領第1の2の(3)】
活動計画に定めれば、農地維持支払交付金のみの交付を受ける組織でも、農地維持活動に加えて資源向上活動の実施が可能
- ②変更の申請・届出【活動の手引き p8】
活動計画書の内容を変更する場合は、手続きが必要

3 適正な執行（ルールの遵守）

交付金（負担割合：国50%、都道府県25%、市町村25%）

- ◆ 活動の内容や成果、交付金の使用実績等を、
対外的に説明する「義務」と「責任」を負う
- ◆ **ルールに則った公正な活動が求められる**
 - ・ 実施要綱、実施要領、県基本方針に沿った活動
 - ・ 各市町村の規則に準拠した手続き
(外注・購入先の業者決定方法、備品及び財産の管理)



目的外や不適切な支出があった場合、要件を満たさない場合は、
交付金を返還

4 活動内容等の証明

地域の共同活動の支援

↳ 計画した活動の確実かつ適切な実施の証明が必要



◆ **活動実施の証明** 【活動の手引き p 35】

- ・ 作業日報
- ・ 活動記録
- ・ 活動状況写真等の証拠書類 等

◆ **活動内容、支出等の妥当性の証明**

- ・ 点検記録
- ・ 機能診断結果記録表
- ・ 金銭出納簿及び領収書整理帳
- ・ 総会資料（事業報告・計画、収支決算・予算等） 等

中山間地域等直接支払制度との違い

制度名	多面的機能支払交付金	中山間地域等直接支払交付金
目的	地域資源の保全管理のための地域の共同 <u>活動の支援</u>	生産条件不利地域の <u>所得補償</u>
用途	上記目的の活動に係る経費 〔必ず活動の実施と内容の 確認が必要〕	個人配分、共同取組経費等 〔集落協定締結集落（団体） の決めにより柔軟に使える〕
両制度併用の場合	<ul style="list-style-type: none">共同活動（水路・農道等の管理活動）の実施は、多面的機能支払を優先する。（中山間直払の実績としても認められる。）両制度の重複面積を活動計画に明記する。<u>両制度の経理は、別組織として区分する。</u>	